

公益財団法人福岡県下水道管理センター一般競争入札実施要領

第3条(9)の別に定める資格要件について

一般競争入札実施要領第3条(9)の別に定める資格要件は、次のとおりとする。

- 1 建設業法第26条の規定による監理技術者を専任で配置すること。
ただし、以下の期間については専任を要しない。
 - (1)請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの間。)
 - (2)自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。
 - (3)ポンプ、濃縮機、脱水機等の工場整備を含む工事であって、工場整備のみが行われている期間。
 - (4)工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
- 2 専任で配置する監理技術者は、入札参加資格申請日以前に直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- 3 建設業許可に係る営業所専任技術者でないこと。